

新型コロナウイルス感染症発生時の  
鳥取市教育福祉振興会管理施設の対応方針について

1 対象施設 ※対応ケースを次のA、B、Cの3区分に分ける

A【運営中の有人管理施設】 8施設

鳥取市福祉文化会館、国府町体育館、国府町コミュニティセンター、鳥取市民体育館、鳥取市勤労青少年ホーム、鳥取市武道館、鳥取市文化センター、鳥取市民会館

B【現在、無人管理または休館中の施設】 3施設

- ・鳥取市千代テニス場
- ・鳥取市城北テニス場
- ・鳥取市農村勤労福祉センタープール

C【資産管理のみの施設】 4施設 ⇒方針対象外 ※施設貸与先である鳥取市の管理に任せる

- ・鳥取市北青少年研修センター（久松会館）
- ・鳥取市東コミュニティセンター（山の手会館）
- ・津ノ井体育館（鳥取市津ノ井地区体育館）
- ・河原市民プール（屋外 50m・6～8月のみ運営）

2 対象施設の対応について

- (1) 職員及び感染者となった場合【対象施設A】  
[職員から新型コロナウイルスの感染者が一人でも発生した場合]
  - ・当該施設名を公表する。
  - ・当該施設を、当面2週間臨時休館とする。
  - ・当該職員は、自宅待機とし、当該職員以外は出勤し、施設の維持管理に努める。
- (2) 職員の同居の家族が感染者となった場合【対象施設A】
  - ・臨時休館の措置はとらず、当該職員は自宅待機とする。
- (3) 施設利用者及び立入業者の感染を確認した場合【対象施設A・B】  
[施設利用者及び立入業者の感染を確認し、感染経路の中に当該施設が確認された場合]
  - ・当該施設名を公表する。
  - ・当該施設を、当面2週間臨時休館とする。
  - ・職員は出勤し、施設の維持管理に努める。

3 適用期間

当面、3月31日（火）までとし、それ以降も状況を見ながら期間の延長について判断する。

- 4 現在の施設管理状況
  - ・施設の手すり、スイッチほか要所消毒実施。
  - ・手指消毒薬使用励行中。
  - ・期間中の児童・生徒対象自主事業中止。